

道の駅周辺施設指定管理者募集要項

(道の駅「ひなの里かつうら」・勝浦町地域活性化センター)

1. 募集の目的

この要項は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下、「指定管理者」という。）に道の駅周辺施設（道の駅「ひなの里かつうら」・勝浦町地域活性化センター）の管理運営を行わせるに当たり、当該施設の指定管理者を募集するため、勝浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下、「手続条例」という。）及び同条例施行規則（以下、「手続条例施行規則」という。）等により、その実施に必要な事項を定めるものとする。

2. 対象施設の概要

(1) 道の駅「ひなの里かつうら」

- ① 所在地 勝浦町大字生名字月ノ瀬4-1
- ② 開設 平成23年
- ③ 構造 木造1階建
- ④ 敷地面積 3,201㎡
- ⑤ 延床面積 641.02㎡
- ⑥ 施設内容 (1)観光案内所
(2)休憩スペース
(3)飲食テナント
(4)駐車場 31台（大型3台、普通車26台、身障者用2台）
(5)公衆トイレ 14器（男7器、女5器、多目的トイレ2器）
- ⑦ 休館日 休館日は毎月の第四月曜日（祝日の場合は翌日）および12月29日から翌年の1月2日までとする。ただし、特に必要があると認めるときは、事前に町の承認を得て、臨時に開館又は休館することができる。
- ⑧ 供用時間 供用時間は午前9時から午後6時までとする。（駐車場およびトイレは24時間）
道の駅「ひなの里かつうら」情報館の設置及び管理に関する規則（以下「道の駅規則」という。）に基づく。ただし9月1日時点において、閉館時間の短縮を検討しており、条例改正により変更となった場合はこの限りではない。
また、特に必要があると認めるときは、事前に町の承認を得て、これを変更することができる。

(2) 勝浦町地域活性化センター

- ① 愛称 レヴィタかつうら
- ② 所在地 勝浦町大字生名字太田44番地1
- ③ 開設 平成29年

- ④ 構 造 鉄骨造平屋建
- ⑤ 敷地面積 710.43㎡
- ⑥ 延床面積 298㎡
- ⑦ 施設内容 (1)多目的スペース1
(2)多目的スペース2
(3)オープンキッチン
(4)展示コーナー、情報コーナー、交流スペース
(5)事務所、倉庫、トイレ
(6)駐車場 7台（普通車のみ）
- ⑧ 休 館 日 休館日は毎週月曜日（祝日の場合は翌日）および12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、特に必要があると認めるときは、事前に町の承認を得て、臨時に開館又は休館することができる。
- ⑨ 供用時間 供用時間は午前9時から午後5時までとする。
勝浦町地域活性化センターの設置及び管理に関する規則（以下「活性化センター規則」という。）に基づく。ただし、特に必要があると認めるときは、事前に町の承認を得て、これを変更することができる。

3. 管理運営方針

（1）基本方針

勝浦町は勝浦町第六次総合計画において、道の駅「ひなの里かつうら」及び勝浦町地域活性化センターの施設運営の一本化を目指すことを位置づけている。これに伴い、道の駅ひなの里かつうら及び勝浦町地域活性化センターを、町内外との交流拠点とするために 条例規則に基づき総合的な管理運営を行うものとする。

（2）管理の基準及び業務の範囲

①管理の基準

指定管理者は、次に掲げる事項を遵守し、関係法令の定める基準に従って適正に業務を行わなければならないものとし、詳細については道の駅周辺施設指定管理業務仕様書を参照すること。

ア 公の施設であることを常に念頭に置き、施設の利用に関し公正・公平性を確保すること。

イ 創意工夫のある企画や効率的な運営などにより、質の高いサービスの提供を図り、施設利用者や町民等の満足度の向上に努めること。

ウ 関係団体や地元生産者等との連携を図り、地元商品・特産品等の情報発信や支援、また観光の拠点として地域情報の発信を積極的に推進すること。

エ 敷地、建物及び設備の維持管理について万全を期すこと。

オ 適切な管理運営が行える人員を配置すること。ただし、地域活性化の観点から町民の採用を優先に検討すること。

②業務の範囲

ア 道の駅条例第4条及び勝浦町地域活性化センター条例第4条に規定する事業に関する業務

イ 指定管理施設及び附属設備の維持管理に関する業務

ウ 利用料金の徴収及び減免に関すること

エ その他管理運営に関し町長が必要と認める業務

(3) 指定管理者に指定しようとする期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日（3年間）とする。

(4) 管理運営に関する費用

管理に係る費用については、次の収入をもって充てるものとする。

①会計年度

管理運営にかかる会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

②勝浦町が支払う指定管理料等

指定管理料として指定管理者に支払う経費に次のものを含む。

ア 人件費（賃金・賞与・社会保険料等）

イ 事務費（消耗品費・光熱水費・通信運搬費等）

ウ 管理費（修繕費・保守料・賃借料・負担金等）

なお、申請に当たっては、下記の上限額の範囲内で、年度ごとに指定管理料を提案すること。

指定管理料上限額（令和9年度～令和11年度）

（単位：千円）

	年額	総額
道の駅「ひなの里かつうら」	11,046	33,138
勝浦町地域活性化センター	4,231	12,693
合計	15,277	45,831

※指定管理料は、消費税及び地方消費税を含んだ額とする。

③利用料金

ア 利用料金は条例で定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。

イ 利用料金は、指定管理者の収入とする。

④自主事業の実施に伴う収益等

(5) 業務を実施するに当たっての注意事項

①施設の管理・運営に係る各種規程、要綱等を作成する場合は、事前に町と協議を行うこと。

②指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託させることはできない。

③施設の管理運営上想定されるリスクへの対応については、責任分担表（業務仕様書の「責任分担表」参照）のとおりとし、協定書の締結時に再確認するものとする。

ただし、施設・設備の修繕については、以下の取り扱いとする。

ア 施設、設備の大規模修繕（1件あたりの予定価格が10万円（税込）以上のもの）については、町が必要と認めるものについて、町の責任と費用負担において実施するものとする。

イ 施設、設備の小規模な修繕（1件あたりの予定価格が10万円（税込）未満のもの）について、指定管理者が必要と認めるものについて、指定管理者の責任と費用負担において実施するものとする。

ウ 指定管理の管理上の瑕疵による施設、設備、備品の損傷を修繕するときは、予定価格にかかわらず、指定管理者の責任と費用負担において実施するものとする。

4. 募集の手続き等

(1) 募集要項等の配布期間と場所

①日時

令和8年9月2日（水）から令和8年9月15日（火）
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝除く。）

②場所

勝浦町役場 企画交流課

※なお、募集要項、仕様書、様式については、本町のホームページよりダウンロードできます。

(2) 募集説明及び現地説明会について

募集説明会及び現地説明会を下記のとおり開催しますので参加を希望する場合は、「説明会参加申込書（様式4）」に必要事項を記入し、令和8年9月7日（月）午後5時までに、持参、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

①開催日時 令和8年9月9日（水）午前10時から

②開催場所 申込時に通知

③参加人数 各団体2名以内

④申 込 先 問い合わせ先参照

(3) 質問

①受付期間

令和8年9月9日（水）から令和8年9月11日（金）
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝除く。）

②受付方法

「質問書」（様式5）に質問趣旨を簡潔にまとめて記入し、問い合わせ先まで持参もしくは事前に連絡の上ファクシミリまたは電子メールにて提出してください。（郵送不可）受付期間終了後の提出及び適正な手続きによらない照会（口頭、電話等）には回答いたしません。

③回答

質疑に対する回答は、質疑応答集として随時、応募登録団体に原則として電子メールにて送付します。なお、質疑応答集は、募集要項等の追加または修正とみなします。

(4) 申込受付期間

申請書類を提出しようとするものは下記のとおり提案書類等を受け付けます。なお、代理人による提出は認めません。提案に関して必要となる費用は、すべて提案団体の負担とします。

また、提出書類等は、勝浦町情報公開条例の規定に照らして、公開対象となります。応募1団体につき提案は1案とします。

①受付期間

令和8年9月30日（水）まで
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝除く。）

②受付場所

問い合わせ先参照

③提出方法

持参もしくは書留郵便（郵便の場合は受付期間必着とします。）

5. 応募資格について

（1）応募資格

町内に事務所を有する法人、その他の団体で、道の駅「ひなの里かつうら」及び勝浦町地域活性化センターの管理を安定して行う能力（信用力、資力、経営力、企画力等）を有していること。法人格は必ずしも必要ありません。ただし、個人での応募はできません。

（2）応募資格のない団体

次に該当する団体は、応募者となることはできません。

- ①法律行為を行う能力を有しない者
- ②破産者で復権を得ない者
- ③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ⑤指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
- ⑥国税及び地方税を滞納している者
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うなど、暴力団密接関係者に該当しないこと。
- ⑧団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しないもの
- ⑨勝浦町、県、国から営業停止の措置を受けている者

6. 提出書類

（1）勝浦町指定管理者指定申請書（別記様式）（手続条例第 2 条関係）

①申込み資格を有していることを証する書類

- ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- イ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
- ウ 定款、寄付行為、規約その他これに類する書類
- エ 申込資格に関する申立書（様式 1）（手続条例施行規則第 4 条関係）
- オ 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式 1）（手続条例施行規則第 4 条関係）

②提案団体の経営状況を説明する書類

ア 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに類する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書類（作成しているものみ）

ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ）

エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

オ 法人格のない団体等にあつては、役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに類する書類

③事業計画書（様式 6 ～様式 9）

④収支計画書（様式 10）

⑤自主事業の事業計画書（様式 11）

⑥自主事業に係る収支計画書（様式 12）

※収支計画書には、積算内訳（様式自由）を添付

7. 書類作成時の注意点

（1）各様式とも、簡素に要点がわかるように作成してください。

（2）提出書類は、正本 1 部、副本 1 部を提出してください。

（3）書類提出後の修正及び追加は認めません。

（4）提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。また「勝浦町情報公開条例」に基づく情報公開請求の対象となります。

8. 応募の辞退

書類等を提出した後に辞退する際には「辞退届」（様式 13）を提出してください。

※本町が提供する資料は、応募にかかる検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この目的の範囲内にあつても、本町の了承を得ることなく、第三者に対して、これを開示したり、使用させたりすることを禁止します。

9. 指定管理者候補者の選定

（1）選定方法

提案内容等の審査にあたっては、選定委員会で検討及び審査をし、指定管理者候補者を選定します。また、ヒアリングを実施することがあります。

（2）選定基準

選定委員会は、以下の項目を全て満たす提案団体のうち最も適当と認めるものを指定管理者候補者として選定します。審査にあたっては、提案内容と本町が示す前掲の運営方針及び運営基準等の条件との適合性等を総合的に審査します。なお、申請書とともに提出いただいた書類、提案図書等に記載されている内容はすべて選定にあたって考慮されうるものであると考えてください。

①事業計画書の内容が利用者の平等な利用確保及びサービスの向上が図られるものであること。

②事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

③事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

④指定管理施設の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、選定委員会終了後、全提案団体に郵送にて文書で送付します。

10. 協定

本町は指定管理者候補者との間で提案内容の実現に向けた細目協議を行いますが、協議において、提案実現の可能性が著しく低い判断した場合は、指定管理者候補者との細目協議を取りやめ、次点者を指定管理者候補者として協議を行うものとします。

指定管理者候補者との協定は、公の施設の指定管理者の名称、指定期間について、議会の議決を得た後に締結します。協定書の発効は令和9年4月1日とします。本町は議会の議決が得るまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者候補者を取り消す場合があります。

また、議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、指定管理者候補者としての資格を取り消すことがあります。その際、本件に関して支出した費用等については、一切補償しません。

11. 再委託の禁止

指定管理者は、事前に本町の承諾を受けた場合を除いて、管理運営に係る業務の一部を第三者に委託することはできません。

12. 業務引継

(1) 業務の引継ぎ

①選定の結果、現在の指定管理者以外の者が指定管理者に選定された場合は、円滑かつ支障なく、施設の管理運営を行えるよう、令和9年3月31日までに業務の引継ぎを行うものとします。

②指定期間終了後若しくは指定の取り消し等により次期指定管理者へ業務を引継ぐ際は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

③業務の引継ぎに要した費用は現在の指定管理者、指定管理者に指定された者の負担とします。

(2) 利用料金等に関する引継ぎ

利用料金は、収入の時期にかかわらず、利用料金の発生の基となった利用日に指定管理者であるものに帰属するものとします。

13. 道の駅「ひなの里かつうら」周辺公園（仮）の管理に関すること

令和10年度に完成予定である道の駅「ひなの里かつうら」周辺公園（仮）について、一体化によって管理する方針であるため、本施設の指定管理者となった場合は公園の管理も加えて行うこととし、仕様及び費用については施設完成時に別途定めることとします。

1 4. 災害時等における避難場所としての機能

災害時等において、道の駅「ひなの里かつうら」は、道路利用者や住居等を喪失した被災者を一時的に保護するための避難場所として使用することがあります。本町が道の駅を避難場所として開設する際には、その準備・運営にご協力願います。

1 5. 問い合わせ先

〒771-4395

徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3 番地

勝浦町 企画交流課

TEL 0885-42-2552

FAX 0885-42-3028

✉ kouryu@town.katsuura.i-tokushima.jp